

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の説明書

外
務
省

目次

ページ

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
三	協定に関連して作成された文書	九
四	協定の実施のための国内措置	一〇

一 概説

1 協定の成立経緯

平成三十年（二十八年）九月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国とアメリカ合衆国との間で貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致したことを受け、平成三十一年（二十九年）四月から両国間で交渉を行った。その結果、令和元年（二十九年）九月の日米首脳会談における日米共同声明において、協定が誠実に履行されている間は協定の精神に反する行動を取らないこと等を確認するとともに協定案文について最終合意を確認した。これを受け、同年十月七日にワシントンにおいて、我が国が在アメリカ合衆国杉山大使と先方ライトハイザー合衆国通商代表との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結によって、我が国とアメリカ合衆国との間の物品の貿易が促進され、両国間の経済的な結び付きがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文十一箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す二の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 協定における用語の定義について定める（第一条）。
- 2 各締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に対して自国が有する現行の権利及び義務を確認することを定める（第二条）。
- 3 千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成すことを定める（第三条）。
- 4 協定のいかなる規定も、締約国に対し、締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げることを定めるものと解してはならないこと等を定める（第四条）。
- 5 各締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改

善すること等を定める（第五条）。

6 両締約国は、いずれかの締約国の要請の後三十日以内に、協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、六十日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行うことを定める（第六条）。

7 協定の附属書は、協定の不可分の一部を成すことを定める（第七条）。

8 協定の改正について定める（第八条）。

9 協定の効力発生について定める（第九条）。

10 協定の終了について定める（第十条）。

11 協定は、日本語及び英語をひとしく正文とすること等を定める（第十一条）。

12 両締約国が実施する関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等並びに両締約国の原産地規則及び原産地手続について定める（附属書 I 及び II）。

これらの概要は、次のとおりである。

(一) 日本国の関税及び関税に關連する規定（附属書 I）

(1) 附属書 I における用語の一般的定義について定める（第 A 節）。

(2) 関税に係る日本国の約束について、関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等について定める（第 B 節）。

主要品目ごとの概要は、次のとおりである。

品名	基準税率	内容
牛の肉	三八・五%	関税削減（第二款 2 (bb)）（農産品セーフガード措置（第四款 9）の適用あり）
牛の舌	一二・八%	段階的関税撤廃（二〇年目（第二款 2 (t)））
牛の臓器（ハラミを含む。）	一二・八%	段階的関税撤廃（二二年目（第二款 2 (u)））

豚の肉	<p>一キログラムにつき三六一円</p> <p>一キログラムにつき四八二円</p> <p>一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額</p> <p>一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額</p> <p>又は</p> <p>四・三%</p>	<p>段階的関税撤廃（九年目（第二款2(o)）又は関税削減（第二款2(dd)又は(ee)）（農産品セーフガード措置（第四款10）の適用あり）</p>
豚のくず肉（臓器を除く。）	<p>一キログラムにつき四八二円</p> <p>一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額</p> <p>又は</p> <p>四・三%</p>	<p>段階的関税撤廃（九年目（第二款2(o)）又は関税削減（第二款2(ee)）（農産品セーフガード措置（第四款10）の適用あり）</p>
豚肉加工品（ハム、ベーコン等）	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額又は</p> <p>八・五%</p>	<p>段階的関税撤廃（一〇年目（第二款2(q)又は(r)）（農産品セーフガード措置（第四款11）の適用あり）</p>
鶏の肉（冷凍したものに限り。）	<p>八・五%又は一一・九%</p>	<p>段階的関税撤廃（五年目（第二款2(c)）又は一〇年目（第二款2(p)）</p>
フローズンヨーグルト	<p>二六・三%又は二九・八%</p>	<p>段階的関税撤廃（一〇年目（第二款2(p)）</p>

ホエイ	<p>二九・八%及び一キログラムにつき四〇〇円</p> <p>二九・八%及び一キログラムにつき四二五円</p> <p>二九・八%及び一キログラムにつき六七九円</p> <p>二九・八%及び一キログラムにつき六八七円</p> <p>二九・八%及び一キログラムにつき一、〇二三円又は二一・三%</p>	<p>即時関税撤廃（第二款2(a)）、段階的関税撤廃（五年目（第二款2(f)又は(g)）、一〇年目（第二款2(p)）、一五年目（第二款2(x)又は(y)）又は二〇年目（第二款2(z)又は(aa)）又は関税割当て（第三款8）（農産品セーフガード措置（第四款12又は13）の適用あり）</p>
チーズ	<p>二二・四%、二六・三%、二九・八%又は四〇%</p>	<p>段階的関税撤廃（一五年目（第二款2(w)）、関税削減（第二款2(ff)又は(ii)）又は関税割当て（第三款7）</p>
オレンジ	<p>一六%又は三二%</p>	<p>段階的関税撤廃（五年目（第二款2(c)）又は七年目（第二款2(j)））（農産品セーフガード措置（第四款14）の適用あり）</p>
りんご	<p>一七%</p>	<p>段階的関税撤廃（一〇年目（第二款2(s)））</p>
小麦及びメスリン	<p>無税（世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。）又は</p>	<p>輸入差益の削減（第二款2(11)）又は関税割当て（第三款4）</p>

	<p>二〇%（世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。）</p>	
<p>大麦及び裸麦</p>	<p>無税（世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。）</p>	<p>輸入差益の削減（第二款2(mm)）</p>
<p>麦芽 混合物及び練り生地並びに ケーキミックス</p>	<p>一キログラムにつき二一・三〇円 一六%、二三・八%又は二四%</p>	<p>関税割当て（第三款5又は6） 関税割当て（第三款3）</p>
<p>ぶどう糖及び果糖</p>	<p>五〇%若しくは一キログラムにつき二五円のいずれか高い税率 七八・五%若しくは一キログラムにつき五三・七〇円のいずれか高い税率 八五・七%若しくは一キログラムにつき六〇・九〇円のいずれか高い税率又は 二一・三%</p>	<p>関税割当て（第三款9）</p>
<p>落花生（殻を除いたものに限る。） （共通の限度数量以内のもの）</p>	<p>一〇%</p>	<p>即時関税撤廃（第二款2(a)）</p>

スパークリングワイン	一リットルにつき一八二円	段階的関税撤廃（七年目（第二款2(k)））
ボトルワイン	一五%又は一リットルにつき一二五円のいずれか低い税率（ただし、一リットルにつき六七円を下限とする。）	段階的関税撤廃（七年目（第二款2(1)又は(m)））

六

(注) アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇を追求する（第一款5）。

(3) 日本国の原産地規則及び原産地手続について定める（第C節）。

(二) アメリカ合衆国の関税及び関税に關連する規定（附属書II）

(1) 関税に係るアメリカ合衆国の約束について、関税の撤廃又は削減の対象品目、条件等について定める（アメリカ合衆国の一般的注釈及びアメリカ合衆国の関税率表）。

主要品目ごとの概要は、次のとおりである。

品名	基準税率	内容（注1）
切り花	三・二%、四%又は六・四%	実施区分C又はI
盆栽	四・八%	実施区分C
長芋（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	六・四%	実施区分J
柿	二・二%	実施区分A
すいか	九%	実施区分J
メロン	一・六%、五・四%、六・三%、	実施区分A、F、J又はK

自動車及び自動車部品	鉄道部品	燃料電池	ク加工機械	ゴム加工機械及びプラスチック	鍛造機	旋盤	マシンニングセンター	ターを含む。）	レーザー成型機（3Dプリンターを含む。）	エアコン部品	蒸気タービン		工具		鉄製のねじ、ボルト等	炭素繊維製造用の調整剤	醤油	
三％、三・七％、三・九％、五	二・六％又は三・一％	二・七％	三・一％	四・四％	四・二％又は四・四％	四・二％	三・五％	一・四％	五％又は六・七％	五・七％	四・六％、四・八％、五％又は五・七％	二・九％、三・七％、三・九％、四・六％、四・八％、五％又は五・七％	六・二％又は八・六％	二・八％、二・九％、三・二％、三・八％、五・七％、五・八％、六・二％又は八・六％	六％又は六・五％	三％	一二・八％又は二八％	
実施区分A、B、F又はG	実施区分A又はB	実施区分A	実施区分B	実施区分B	実施区分B	実施区分B	実施区分B	実施区分A	実施区分B又はG	実施区分A	実施区分B又はG	実施区分A、B又はF	実施区分A、B、F又はG	実施区分F又はG	実施区分D			

楽器	眼鏡及びサングラス	%、五・五%、六%、八%、一〇%又は一一%	実施区分A
		二%又は二・五%	
		二・六%、二・七%、二・九%、四・七%、四・九%、五%又は五・四%	実施区分A、B又はF

(注1) アメリカ合衆国は、第五条1の規定に基づき、次の実施区分に従って、関税を撤廃し、又は削減する(アメリカ合衆国の一般的注釈4)。

- A 即時関税撤廃
- B 段階的関税撤廃(協定の効力発生の日に三パーセント削減し、二年目に関税撤廃)
- C 段階的関税撤廃(協定の効力発生の日から毎年行われる二回の引下げにより、二年目に関税撤廃)
- D 段階的関税撤廃(協定の効力発生の日から毎年行われる五回の引下げにより、五年目に関税撤廃)
- E 段階的関税撤廃(協定の効力発生の日から毎年行われる十回の引下げにより、十年目に関税撤廃)
- F 関税削減(協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においてもその税率)
- G 関税削減(協定の効力発生の日に三パーセント削減し、二年目に基準税率の五十パーセントまで更に削減し、その後においてもその税率)
- H 関税削減(協定の効力発生の日に三パーセント削減し、二年目に三パーセント更に削減し、三年目に基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においてもその税率)
- I 関税削減(協定の効力発生の日から毎年行われる二回の引下げにより基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においてもその税率)

J 関税削減（協定の効力発生の日から毎年行われる三回の引下げにより基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においてもその税率）

K 関税削減（協定の効力発生の日から毎年行われる五回の引下げにより基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においてもその税率）

（注2） 自動車及び自動車部品の関税については、関税の撤廃に関して更に交渉する（アメリカ合衆国の一般的注釈7）。

(2) アメリカ合衆国の原産地規則及び原産地手続について定める（アメリカ合衆国の原産地規則及び原産地手続）。

三 協定に関連して作成された文書

1 牛肉、豚肉、ホエイのたんぱく質濃縮物、ホエイ粉及びオレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

日本国及びアメリカ合衆国は、協定附属書 I 第 B 節第四款の規定に基づき牛肉についての農産品セーフガード措置がとられた場合に当該農産品セーフガード措置に適用のある発動水準を調整するため協議を開始すること、五年目以降の牛肉についての農産品セーフガード措置の適用のための条件に関しては環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定における対応する農産品セーフガード措置の適用のための修正された条件であつて一定のものを考慮して協議すること、同款の規定に基づき豚肉、ホエイのたんぱく質濃縮物、ホエイ粉及びオレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置が連続する三年の期間に二回とられた場合に当該農産品セーフガード措置に適用のある発動水準を調整するため協議を開始すること等を定める。

2 日本国産牛肉のアメリカ合衆国への輸入に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

アメリカ合衆国は、協定が効力を生じた後直ちに、二百メートル・トンの日本国向けの国別割当てを廃止し、「その他の国又は地域」向けの割当てを六万五千メートル・トンに引き上げ、日本国に対して、「その他の国又は地域」向けの割当てを六万五千メートル・トンに引き上げ、日本国に対して、「その他の国又は地域」向けの割当ての利用を認めることを定める。

3 一般の用途に供される指定乳製品等についての日本国の WTO 関税割当ての運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

日本国の農林水産省は、世界貿易機関設立協定における日本国の譲許表に定める関税割当てであつて一般の用途に供される指定乳製品等についてのものの運用に関し、一定の数量及び規格基準の脱脂粉乳に関する全世界向け入札を日本国の法令に従つて導入することを定める。

4 ホエイのたんばく質濃縮物についての農産品セーフガード措置の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文協定附属書I第B節第四款においてホエイのたんばく質濃縮物についての農産品セーフガード措置をとつてはならない場合について定める規定に関し、その場合に該当するかどうかの評価に当たつて日本国が考慮すべき事項その他当該評価の運用について定める。

5 米についての日本国のWTO関税割当ての下で行われる売買同時契約方式の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

世界貿易機関設立協定における日本国の譲許表に定める関税割当てであつて米についてのものの下で行われる売買同時契約方式の運用に関し、各売買同時契約入札の結果が確定した後の当該入札の結果に関連する情報の速やかな公表について定める。

6 日本国産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

アメリカ合衆国は、ワイン及び蒸留酒の充填の基準を撤廃し、又は自由化することを提案する規則について最終的な措置をとると、山形清酒、灘五郷清酒又は北海道ワインがそれぞれの製品の製造を規律する日本国の関係法令に従つて同国において製造されない場合にはアメリカ合衆国における販売を禁止することを同国の関係法令に従つて検討する手続を開始すること、アルコール飲料の表示の承認のための連邦レベルでの手続を簡素化するよう実施中の努力を継続すること等を定める。

四 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。